働き方改革推進支援セミナー

~中小企業における働き方改革関連法への対応~

待ったなし!先延ばしは禁物!!

いよいよ、この4月から順次施行される「働き方改革関連法」。 中小企業の経営者や幹部の皆様方、準備はお済みでしょうか? 深刻な『人手不足』時代のなか、正しく理解し、確実に整備していくことが必要です。中小企業も対応しないと罰則があります。 まず、何から着手し、準備を終えなければならないのでしょうか? この本年度最終セミナーで、皆様とともに確認してまいりましょう!





【日時·会場】

本年度最終セミナー

定員:各会場 **30 名**まで

平成31年3月4日(月)	10:00~12:00	松江商工会議所
平成31年3月4日(月)	14:00~16:00	出雲商工会議所

主な解説のポイント

- 働き方改革について
- 非正規雇用労働者の処遇改善について
- 時間外労働の上限規制への対応について(法制度や労務管理の手法の解説)
- 労働関係助成金等の活用について ほか

講師:社会保険労務士

★★★★ セミナー終了後、個別相談会を実施します(事前予約優先)★★★★ 非正規雇用労働者の処遇改善などに関する労働相談に社会保険労務士が対応します!

後援:島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

《お申込み方法》裏面「参加申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申し込みください。 《お申し込み先》(一社)島根県経営者協会内・島根働き方改革推進支援センター(山田)

働き方改革推進支援セミナー 参加申込書

(一社) 島根県経営者協会内 島根働き方改革推進支援センター 行

FAX 0852-26-7651

事業所名				
所 在 地	〒 −			
TEL		F A X		
申込担当者		所属・役職		
参加会場 (いずれかに ☑)	□ 松江会場(3月4日) □ 出雲会場(3月4日)			
個別相談 (いずれかに ☑)	□ 希望する □ 希望しない			
参加者名		所属・役職		
参加者名		所属・役職		

※お預かりした個人情報につきましては、関係法令を順守し適正に管理いたします。